様式第３号（第１１条関係）

会　　議　　録

会議の名称	令和６年度 第１回吉川市市民参画審議会
開催日時	令和６年６月２６日(水)　午前　９ 時 ３０ 分から 午前 １１ 時 ５０ 分まで
開催場所	吉川市役所３０１会議室
出席者氏名	（敬称略） 坂野喜隆会長、松村勘由副会長、廣瀬正子委員、金澤美智子委員、 大手俊之委員、郭育子委員、木村ミツ委員、米田清美委員、 菅原丈寛委員
欠席者氏名	竹内寛委員
担当課職員職氏名	市民参加推進課 青柳乃り恵課長、松井勉副主幹、岡庭侑香主任
会議次第 及び会議の 公開又は非公開の別	【第１回　審議会次第】 １　開会 ２　議事 第１号　令和５年度　市民参画手続の実施結果 第２号　令和６年度　市民参画手続の実施予定 第３号　令和５年度　協働事業の評価対象事業選定 ３　閉会 【会議の公開又は非公開の別】すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	０名
会議資料の名称	資料１　令和５年度　市民参画手続実施結果の一覧表 （資料１－１～３　各審議会手続の詳細） 資料２　令和６年度　市民参画手続実施予定の一覧表 資料３　令和６年度　附属機関の委員選任状況 資料４　令和５年度　協働事業一覧 （資料４－１～１５　各協働事業の評価シート）
会議録の作成方針	□録音テープを使用した全文記録 ■録音テープを使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	木村委員、米田委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
司会	定刻（午前９時３０分）により開会
坂野会長	開会の挨拶 **～議事～** **○第１号　令和５年度　市民参画手続の実施結果について**
坂野会長	第１号議案について、事務局から説明願いたい。
事務局	（令和５年度に実施した市民参画手続について、資料１を用いて説明） ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。 松村副会長からの事前質問について ・資料１の通番８の「第５次吉川市障がい者計画」について、地域ヒアリングを行った団体はどのように選ばれたのか。 ⇒地域の区分や特徴・特性によらず、当事者団体や関係者へヒアリングを行った。今回行った地域ヒアリングは「第5次吉川市障がい者計画」を策定するにあたり、障がいを持つ方や家族・支援者からの意見、また様々な障がい属性（身体・知的・精神）を持つ方からの意見を計画に反映させることを目的に、計画内容の特性から障がい者の当事者団体等を対象とした。 ・資料１・２において、審議内容が異なるのになぜ件名が同じなのか。同一の事業に対して２つの審議会をおいているということなのか。 ⇒どのような審議会がどのようなことに関して審議しているかを分かりやすくお伝えするため、件名については、計画名、事務事業名、施策名などから選んでいる。今回については、件名「青少年健全育成の充実」、担当課「学校教育課少年センター」の該当箇所㉚㉛については、まちづくりの目標に向けて必要な取り組み、いわゆる「施策名」とした方が分かりやすい件名になると判断した経緯がある。この施策というカテゴリーで考えると、２つの審議会が関わっているということになる。件名「社会教育推進事業」、担当課「生涯学習課」の該当箇所㉜㉝については、事務事業名が分かりやすいとのことで、事務事業名を件名にしている。この事務事業というカテゴリーで考えると、２つの審議会が関わっているということになる。

	・一覧表中にある「根拠法」の欄について、国が定めた法律に基づく事業と市が条例を定め実施する事業があると思われる。法律に基づく事業を実施するために、市では、条例を定めているのか。 ⇒一覧表中にある「根拠法」の欄は、法律なのか条例なのかどちらを記載するよう指示をしていないため、法律および条例共に関係している場合に様々な記入の仕方があると考えられる。法律は国会が制定したものであり、条例は自治体の議会が制定したものとなる。市町村は、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる。 ・条例を根拠法とする事業は、市が独自に行っている事業なのか。市が独自に行っている事業は、どのようなプロセスで起案され、条例が制定され、実施されているのか。 ⇒条例は自治体の議会が制定したものとなり、市町村ごとに制定できるものとなる。自治体の事務に関して定めるもので、住民に義務を課し、権利を制限するには条例を制定しなくてはならない。ある事業について、担当課で必要性を検討し、必要であれば条例が制定され、事業が実施されるという流れになる。
坂野会長	法にないもの（法の欠缺）を義務付けるものが条例である。「個人情報の保護に関する法律」のように、自治体で条例を制定した後に、国が法律を定めることで「枠づけ」を行った場合もある。
事務局 坂野会長	・一覧表中にある審議会等には、「～会議」「～委員会」など、様々な名称があるが、どのような違いがあるのか。 ⇒一般的には全て審議会である。条例によって定められており、市に聞かれたら答申する役割がある（諮問⇔答申）。審議会のような役割を持つ条例によって定められていないものがあり、埼玉県では少ないが、それを「私的諮問機関」と言う。 また、法的に言う「委員会」とは、農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会などがあり、市長と対等に、その仕事ができる機関のことを言う。 審議会等の１つである「委員会」と、法的に言う「委員会」とは異なる意味になる。
事務局	・パブリック・コメントの実施の有無はどのように決まるのか。 ⇒審議が進められる中で必要に応じて実施される場合と、予め実施する必要が

	あると判断される場合の２つが考えられる。市民参画手続を実施する際は、市民参画条例に則る必要があり、第１７条より、市の機関は事案に対する多用な意見を幅広く収集する必要がある場合には、パブリック・コメントを実施することとなっている。
	○第２号　令和６年度　市民参画手続の実施予定について
坂野会長	第２号議案について、事務局から説明願いたい。
事務局	（令和６年度に実施予定の市民参画手続について、資料２を用いて説明） （令和６年度の附属機関委員選任状況について、資料３を用いて説明）
	ここで、坂野会長より補足をしていただく。
坂野会長	資料３の一覧にある附属機関とは法律や条例に基づき設置された審議会となり、準附属機関とは、法や条例ではなく要綱などで定められて設置されている審議会のような機関である（私的諮問機関）。前者の附属機関には２つの種類があり、都市計画審議会については、諮問機関ではなく、附属機関の参与機関となる。諮問機関は、行政機関の意思決定に当たって意見を述べるもので、答申に法的拘束力はない。これに対し、参与機関は、法の適用の公正を図る等の目的で行政機関の意思決定に参与するもので、行政機関はその答申に法的に拘束される。
	ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。 松村副会長からの事前質問について
事務局	・審議会等委員の公募の有無について、ルールがあるのか。 ⇒市民参画条例第１４条は、市民参画を保障するため、市が行う様々な事業の企画や立案、政策の決定などの過程で、広く市民の意見や専門的な知識を反映させるために設けている市の審議会に、公募による委員を募るよう規定したものとなる。公募市民を選定することが前提にあるが、法令で市民公募を加える余地がない場合、またはプライバシーに係ることの審議や高度に専門的な知識が要求される場合などは市民公募を設けないということとなる。
坂野会長	市民公募がいない審議会について、公募がなかったという事例はあまりない。
事務局	担当課には、公募がなかったとしても、関係団体等にお声かけをして、公募市民を探すよう引き続き促していく予定である。

菅原委員	資料２によると、パブリックコメントの時期が未定であるものがある。いつ頃実施するのか。
事務局	具体的な時期は未定であるが、上半期で計画や大綱などの案を作成する関係上、パブリックコメントは必然的に下半期に実施することが多い。
金澤委員	パブリックコメントの意見数が少ない。きちんと実施しているのか。
事務局	計画作成時などは、パブリックコメントを実施するようにしており、パブリックコメントを実施する際、関係団体に周知したり、Ａ４のワンペーパーにまとめた資料を持ち帰り用に置くなど、意見箱には分かりやすい概要を記載したものを設置するよう工夫はしている。ただ、市民にとって関心がないものについては意見数が少なく、関心があるものについては、意見数が多くなっている可能性はある。かつては、農業振興計画、農業パークの整備、屋外市民プールの在り方などについては、かなりの意見があった。
木村委員	パブリックコメントによって計画が覆ることはあるのか。
坂野会長	計画が覆ることは少ない。パブリックコメントでいただく意見については、一度審議会で議題に挙がっていることが多い。
大手委員	委員公募が少ないということだが、どのように周知しているのか。広報紙で大きく欄を設けたりしても良いのではないか。
坂野会長	千葉県白井市については、市民公募を行う際、広報紙、ＨＰ、公共施設へのポスター張り出しを行っている。当審議会で、どのように市民公募を行ったのかなどの内容を議論しても良いと考える。
	○第３号　令和５年度　協働事業の評価対象事業選定について
坂野会長	第３号議案について、事務局から説明願いたい。
事務局	（令和５年度 協働事業の評価対象事業選定について、資料４を用いて説明また、この中から当審議会が第三者評価機関として評価する対象事業を選定し、次回審議会にて担当課同席のもと、事業内容の評価を行う旨を説明。）

	ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。 松村副会長からの事前質問について ・委託、共催、補助の違いとは。 ⇒委託とは、本来行政が行うべき事業について、ＮＰＯや企業などの他の主体が実施したほうが、良い大きな効果が得られると思われる場合に、契約により実施させる方法である。市民の発想や特性を生かした形で公共サービスを団体に委託して実施する方法であり、どのような事業を委託し、どのくらいの経費がかかるのかを算出した上で、予定価格を設置した中で、入札を行い、入札したＮＰＯや企業が選定される。 共催とは、市と団体とがそれぞれお互いに主催者としての責任を負担し、１つの事業を行う方法である。お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄りイベント等の企画や運営に参加し、単独で実施するよりももっと大きな効果が期待できる。 補助とは、市民の実施する公共的な事業について、市と課題や目的を共有した上で、市が金銭などを市民や団体に交付・提供する方法である。市が対応しにくい先駆的・実験的事業の実施が可能となり、多用なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、市民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い市民サービスの提供が期待できる。
菅原委員	自身が関わっている協働事業を評価対象事業として選択して良いのか。
坂野会長	忌避というものがあるので、自身が関わっている事業は選定できない。
大手委員	どのようなものを選定したら良いか分からない。
坂野会長	自身が興味ある事業で良い。
松村副会長	全体でディスカッションした後に事業選定をした方がより良い事業を選定できるのではないか。
郭委員・米田委員	ぜひそうしたい。
事務局	以下、１事業ごとに事務局が質問に答えていく。 No.１「緊急サポート事業」について、目標値４０件の根拠とは。 ⇒Ｒ１年度の実績が４０件であり、過去の実績を踏まえ設定している。

	No.2「ホームスタート事業」について、目標値を大きく超えているが、事業経費の不足は生じているのではないか。スタッフの人材確保やスキルアップはどのようにされているのか。 ⇒経費の不足は補正予算で対応している。人材確保については、イベント時の周知や公共施設内のチラシ設置などを行っており、養成講座を実施することでスタッフのスキルアップにつなげている。 No.3「子育て支援センター運営事業」について、目標値の根拠とは。 ⇒過去の実績に基づくものである。 No.4「青少年相談員活動推進事業」について、対象者とは。 ⇒シートへの記載がないが、小・中学生が対象となる。 No.5「老人福祉センター運営事業」について、利用者数はなぜ増えているのか。 ⇒シートに記載はないが、事業継続のために新規の利用者を増やしていきたいと担当課は考えている。 No.6「生涯現役の養成事業～世代を越えた交流による、元気シニア創生とまちづくり～」について、No.5との関連性は。 ⇒ＮＰＯ法人たすけあい・よしかわに、老人福祉センター及び元気シニア塾の運営を委託していることについて、共同による企画が開催できたり、そこで地域活動・社会貢献活動に取り組もうとする意欲あるアクティブシニアの発掘に繋がったり、その方々の活動の場を提供することができたりするため、相乗効果があると考えている。 No.7「吉川市民まつり事業」について、市の職員は入っているのか。 ⇒職員は事務局として参加しており、補助金も市から出している。 No.8「地域課題を地域で解決するための勉強会」では、自治会加入率減少についてどのような知見が出ているのか。ぜひ選定して会議の進捗をお伺いしたい。 ⇒第三者評価について、市全体の事業を総合的に選定していただきたく、当事業は2期連続で選定されているため、控えていただきたいと考える。 No.9「日本語教室」について、授業として足りているのか。
郭委員	⇒足りていない。人材不足でもある。

事務局	No.10「市民農園ほたる鑑賞会」について、市の関与とは。 ⇒会場の提供、当日の運営補助等を行っている。なお、市からの運営費用（補助金）の支出はない。
郭委員	No.11「外国人児童生徒への日本語学習支援」について、郭委員より説明あり。 ⇒今後改善の余地はある。市民参加推進課、国際友好協会、教育委員会という3者が関わっているので、内容の質の見直しを今年度は行っていく予定である。
事務局	No.12「子どもの体験活動事業」について、他の学校でも実施されているのか。地区外の学校への申込は行っているのか。 ⇒美南小学校以外でも実施している。来年度の事業評価シートは全ての学校を記載できるよう担当課とは話し合っているところである。地区外の生徒受け入れは不明であるが、選定されたら第三者評価時に聞いていきたい。事業については、動いてくれる方がいないと、実施できないという状況である。
廣瀬委員	中曽根小学校について、コロナ禍前は事業を実施していたが、その後は実施していない。情操教育のようにやっていくことは子ども達にとっても良いことだと思うので、ぜひ継続して実施してほしい
金澤委員	予算ではなく、人が欲しい。人材が確保できていない。
米田委員	高齢化もあり、今年度で関小学校の実施は終了する。良い事業なので、ぜひ引き続き実施してほしい。
事務局	No.13「市民交流センターあおしす指定管理者事業」について、事業を受託した指定管理者「OITグループ」は、市民交流センターおあしす指定管理者事業の全体の各業務を実際に行っているのか。評価シートに示された事業経費の中に、施設の管理営繕費が含まれているのか。図書館・図書室以外にホール・研修室・会議室等の利用についての実績の評価はしているのか。 各事業内容について、市はどのように関与しているのか。 ⇒市民交流センターおあしす及び併設された図書館、市内各分室の運営について、OITグループが担っている。評価シートに示された事業経費の中に、施設の管理営繕費が含まれている。指定管理者より、毎月業務報告書の提出があり、ホール等の利用者数・利用率といった実績を評価、確認をしている。施設における大規模な修繕等については、市の予算で支出し修繕していることや、おあしす・図

	書館で実施する自主事業について各公共施設にポスターを掲示し事業周知するといった関与を行っている。また、各事業の進捗や突発的な事案については、毎月実施している定例会や都度報告を受け、管理や指示をしている。
坂野会長	本事業については指定管理者制度であり、協働事業に挙げて良いものなのかという話がある。協働の一つの形ではあるが、当審議会において、議論をして良い話ではないと考える。
事務局	No.14「幼児家庭教育学級（あかちゃんサロン）ゼロママ集まれ！」と、No.15「えほんのひろば」について、共催事業として実施される予算規模の小さい草の根的な事業の今後の方向性を中央公民館としてどのように考えているのか。 ⇒会場使用料免除と講師謝礼金は市負担ということで、共催という形を取ることで、事業を実施しやすい環境を整えている。今後において、参加者の声などをいただきながら、ニーズにマッチした事業を展開していきたいと、担当課より回答を得ている。
	〇令和５年度　協働事業の評価対象事業選定について
坂野会長	事業を一覧から３つ選んで挙手していただき、上位３件の事業を選定する方法としたい。 （多数決を実施）
事務局	多数決の結果、「９　日本語教室」「１１　外国人児童生徒への日本語学習支援」「１２　子どもの体験活動事業」ということでよろしいか。
委員一同	（異議なし）
坂野会長	それでは、この３件について、次回審議会で担当課同席のもと、事業内容について評価していきたいと思う。以上ですべての議題を終了とする。ご協力いただきありがとうございました。
松村副会長	閉会の挨拶 （午前１１時５０分終了）

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年８月２０日

署名委員　　木村　ミツ　　署名委員　　米田　清美